

議案第9号

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東郷町消防団員等公務災害補償条例（昭和43年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

## 議案の概要

### 1 改正理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

年金受給権を担保に供することができる規定を削除すること。（第3条第2項関係）

### 3 施行期日等

- (1) 令和4年4月1日から施行すること。
- (2) この条例の施行の際現に担保に供されている年金受給権について経過措置を設けること。